

平成30年度奈良県における高齢者虐待の状況について

令和元年12月24日
地域包括ケア推進室

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく県内における高齢者虐待の状況は、以下のとおり。この資料では、虐待を受けている(受けたと思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象としている。(ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。)

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設、地域包括支援センターのこと。

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

「身体的虐待」とは

- ・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

「介護・世話の放棄・放任」とは

- ・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

「心理的虐待」とは

- ・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「性的虐待」とは

- ・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

「経済的虐待」とは

- ・高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

A票								
問 市町村の概況と対応担当窓口について								
1) 市町村数	2) 人口	3) 65歳以上人口	4) 地域包括支援センター整備状況		5) 地域包括支援センターへの事務の一部又は全部の委託			
	人数	人数	a直営	b委託	a相談、指導及び助言	b通報または届出の受理	c高齢者の安全の確認、通報または届出にかかる事実確認のための措置	d養護者の負担軽減のための措置
39	1358931	468107	25	40	15	15	13	10

市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票(D票)
～対応のための体制整備について～

		実施済み	未実施
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	市町村数	28	11
	構成割合(%)	71.8	28.2
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	22	17
	構成割合(%)	56.4	43.6
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	市町村数	15	24
	構成割合(%)	38.5	61.5
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	14	25
	構成割合(%)	35.9	64.1
介護保険施設に法について周知	市町村数	13	26
	構成割合(%)	33.3	66.7
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	15	24
	構成割合(%)	38.5	61.5
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	22	17
	構成割合(%)	56.4	43.6
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	7	32
	構成割合(%)	17.9	82.1
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	9	30
	構成割合(%)	23.1	76.9
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	27	12
	構成割合(%)	69.2	30.8
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	22	17
	構成割合(%)	56.4	43.6
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	23	16
	構成割合(%)	59.0	41.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	28	11
	構成割合(%)	71.8	28.2
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	26	13
	構成割合(%)	66.7	33.3

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

問1 相談通報受理日・時期・自治体
2)相談通報の対応時期

	件数	構成割合(%)
本調査対象年度内に、通報等を受理した事例	17	56.7
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	3	10.0
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	10	33.3
合計	30	100.0

問1 相談通報受理日・時期・自治体
3)通報受理自治体

	件数	構成割合(%)
市町村が受理	16	94.1
都道府県が直接受理	1	5.9
合計	17	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

問2 【通報受理自治体:すべて】相談・通報者(複数回答) ※構成割合を相談・通報者の合計人数に対して算出

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	2	2	1	1	3	0	2	0	4	0	0	1	2	3	2	23
構成割合(%)	8.7	8.7	4.3	4.3	13.0	0.0	8.7	0.0	17.4	0.0	0.0	4.3	8.7	13.0	8.7	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの

構成割合の算出方法は、厚生労働省が発表する調査結果における算出方法と異なる場合がある

問2 【通報受理自治体:市町村】相談・通報者(複数回答) ※構成割合を相談・通報者の合計人数に対して算出

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	2	2	1	1	2	0	2	0	4	0	0	1	2	3	2	22
構成割合(%)	9.1	9.1	4.5	4.5	9.1	0.0	9.1	0.0	18.2	0.0	0.0	4.5	9.1	13.6	9.1	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの

構成割合の算出方法は、厚生労働省が発表する調査結果における算出方法と異なる場合がある

問2 相談・通報

2)相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	7	3	0	2	1	0	0	0	0	1	0	3	0	0	17
構成割合(%)	41.2	17.6	0.0	11.8	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0	100.0

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

問3 市町村における事実確認調査状況

	件数	割合(%)	
		(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)
事実確認調査を行った事例	17	(14)	(3)
事実が認められた	7	(6)	(1)
事実が認められなかった	6	(5)	(1)
判断に至らなかった	4	(3)	(1)
事実確認調査を行っていない事例	2	(2)	(0)
虐待ではなく調査不要と判断した	0	(0)	(0)
調査を予定している又は検討中	2	(2)	(0)
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)
その他	0	(0)	(0)
合計	19	(16)	(3)

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

問4 市町村から都道府県への報告状況

	件数
虐待の事実が認められた事例	7
都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例	0
市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼	0
市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼	0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

問5 都道府県における事実確認調査状況

	件数
市町村から「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例	0
虐待の事実が認められた事例	0
虐待ではないと判断した事例	0
虐待の判断に至らなかった事例	0
後日調査予定、又は要否を検討中の事例	0
都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	1
事実確認により虐待の事実が認められた事例	1
事実確認により虐待ではないと判断した事例	0
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例	0
事実確認を行わなかった事例	0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

虐待の事実が認められた事案件数

	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	7	0	1	8

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

問6 虐待事例の概要

2)虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8
構成割合(%)	62.5	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

問6 虐待事例の概要

3)虐待対応ケース会議での発生要因の分析

	実施した	実施していない	その他	合計
人数	6	2	0	8
構成割合(%)	75.0	25.0	0.0	100.0

問6 虐待事例の概要

	件数
4.2) 運営法人(経営層)の課題	1
経営層の倫理観・理念の欠如	1
経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	1
経営層の現場の実態の理解不足	7
業務環境変化への対応取組が不十分	1
不安定な経営状態	0
その他	0
4.3) 組織運営上の課題	1
介護方針の不適切さ	1
高齢者へのアセスメントが不十分	1
チームケア体制・連携体制が不十分	7
虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	2
事故や苦情対応の体制が不十分	3
開かれた施設・事業所運営がなされていない	2
業務負担軽減に向けた取組が不十分	2
職員の指導管理体制が不十分	8
職員研修の機会や体制が不十分	7
職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	4
職員が相談できる体制が不十分	3
その他	0
4.4) 虐待を行った職員の課題	7
職員の倫理観・理念の欠如	7
職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	7
職員の高齢者介護や認知症ケアに関する知識・技術不足	6
職員の業務負担の大きさ	0
職員のストレス・感情コントロール	6
職員の性格や資質の問題	7
待遇への不満	0
その他	0
4.5) 被虐待高齢者の状況	2
介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	2
認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	1
医療依存度が高い	1
意思表示が困難	2
職員に暴力・暴言を行う	0
他の利用者とのトラブルが多い	0
その他	1

問6 虐待事例の概要

6)事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組

	件数
管理者の虐待防止に関する研修の受講あり	0
職員に対する虐待防止に関する研修の実施あり	2
虐待防止委員会の設置あり	1

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

問6 虐待事例の概要

7)被虐待者・虐待者の特定

	件数
被虐待者・虐待者共に特定できている	4
被虐待者は特定できている 虐待者は特定できている	4
共に不明	0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

問7 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

	市町村が 実施	都道府県 が実施
施設等に対する指導	16	1
改善計画提出依頼	12	1
従事者等への注意・指導	1	0

(注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

(注)市町村と都道府県が重複して実施した場合は、両者にそれぞれカウント

問8 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数	市町村が 実施	都道府県 が実施
報告徴収、質問、立入検査	1	0	1
改善勧告	0	0	0
改善勧告に従わない場合の公表	0	0	0
改善命令	0	0	0
指定の効力の全部又は一部停止	0	0	0
指定取消	0	0	0
現在対応中	0	0	0
その他	1	0	1

(注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

問9 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数	市町村が 実施	都道府県 が実施
報告徴収、質問、立入検査	0	0	0
改善命令	0	0	0
事業の制限、停止、廃止	0	0	0
認可取消	0	0	0
現在対応中	0	0	0
その他	0	0	0

(注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

問10 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

	件数
施設等からの改善計画の提出	12
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	0

(注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

問11 改善取組のモニタリング

	件数
施設訪問による確認	11
施設からの報告	0
その他	0

問13 調査対象年度末日での状況

1)対応状況の種類

	対応継続	終結	合計
件数	6	12	18
構成割合(%)	33.3	66.7	100.0

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

■注意■ 以下の表はすべて調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

附2 被虐待高齢者

1)性別

	男	女	不明	合計
人数	1	7	0	8
構成割合(%)	12.5	87.5	0.0	100.0

附2 被虐待高齢者

2)年齢階級

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	0	1	1	1	1	2	0	1	0	1	8
構成割合(%)	0.0	12.5	12.5	12.5	12.5	25.0	0.0	12.5	0.0	12.5	100.0

附2 被虐待高齢者

3)要支援・要介護状態区分

要介護度	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	0	0.0
要介護2	0	0.0
要介護3	4	50.0
要介護4	1	12.5
要介護5	2	25.0
不明	1	12.5
合計	8	100.0
(再掲)要介護3以上	(7)	(87.5)

附2 被虐待高齢者

4)認知症日常生活自立度区分

	人数	構成割合(%)
自立または認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	1	12.5
自立度Ⅲ	1	12.5
自立度Ⅳ	1	12.5
自立度Ⅴ	1	12.5
認知症あるが自立度は不明	1	12.5
認知症の有無が不明	3	37.5
合計	8	100.0
自立度Ⅱ以上(再掲)	(5)	(62.5)

【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度Ⅱ以上」100.0%

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

附2 被虐待高齢者

5)介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	構成割合 (%)
自立	0	0.0
J	0	0.0
A	1	12.5
B	1	12.5
C	1	12.5
不明	5	62.5
合計	8	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	3	37.5

附3 虐待の種別・類型

1)虐待の種別

	身体的虐待	介護等放棄	附2 1) 被虐待高齢者 男・女・不明の合計			合計(人数)
			心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
人数	4	2	1	0	1	8
構成割合(%)	50.0	25.0	12.5	0.0	12.5	-

(注)構成割合は被虐待者の実人数に対して算出

構成割合の算出方法は、厚生労働省が発表する調査結果における算出方法と異なる場合がある

附3 虐待の種別・類型

2)虐待に該当する身体拘束の有無

	人数	構成割合(%)
あり	1	12.5
なし	7	87.5
合計	8	100.0

附3 虐待の種別・類型

4)虐待の深刻度

	人数	構成割合(%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1	12.5
4	0	0.0
3-生命・身体・生活に著しい影響	1	12.5
2	0	0.0
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	6	75.0
合計	8	100.0

平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養介護施設従事者等による虐待について～

附3 虐待の種別・類型

5)被虐待者の死亡

	人数
被虐待者の死亡があった	0

附4 虐待を行った養介護施設等の従事者

1)年齢階級

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	1	1	0	0	2	4
構成割合(%)	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	100.0

附4 虐待を行った養介護施設等の従事者

2)職名又は職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	4	0	0	0	0	0	0	4
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(参考)介護職の内訳

介護職	介護職(介護福祉士)	介護職(介護福祉士以外)	介護職(介護福祉士か不明)
4	1	0	3
100.0	25.0	0.0	75.0

附4 虐待を行った養介護施設等の従事者

3)性別

	人数	構成割合(%)
男	2	50.0
女	1	25.0
不明	1	25.0
合計	4	100.0

平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査 ～養護者による虐待について～

対応時期

	件数	構成割合
本調査対象年度内に通報等を受理した事例	242	92.7
対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例	4	1.5
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	15	5.7
合計	261	100.0

問2 相談・通報者

相談・通報者(複数回答) ※構成割合を相談・通報者の合計人数に対して算出

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険 事業所職 員	医療機関 従事者	近隣住民・ 知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者自 身	当該市町 村行政職 員	警察	その他	不明(匿名 を含む)	合計
人数	78	23	14	11	1	11	22	5	11	70	11	0	257
構成割合(%)	30.4	8.9	5.4	4.3	0.4	4.3	8.6	1.9	4.3	27.2	4.3	0.0	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの

構成割合の算出方法は、厚生労働省が発表する調査結果における算出方法と異なる場合がある

問3 事実確認の状況

1) 調査の状況

	件数	(うち調査対 象年度内に 通報・相談)	(うち調査対 象年度以 前に通報・ 相談)	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	218	214	4	88.6
立入調査以外の方法により調査を行った事例	215	211	4	(87.4)
訪問調査を行った事例	140	137	3	[56.9]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	75	74	1	[30.5]
立入調査により調査を行った事例	3	3	0	(1.2)
警察が同行した事例	3	3	0	[1.2]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	28	28	0	11.4
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認調査不要と判断した事例	6	6	0	(2.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は 事実確認調査の要否を検討中の事例	22	22	0	(8.9)
合計	246	242	4	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査

が対象年度となった事例について集計

問4 事実確認調査の結果

1)調査の結果

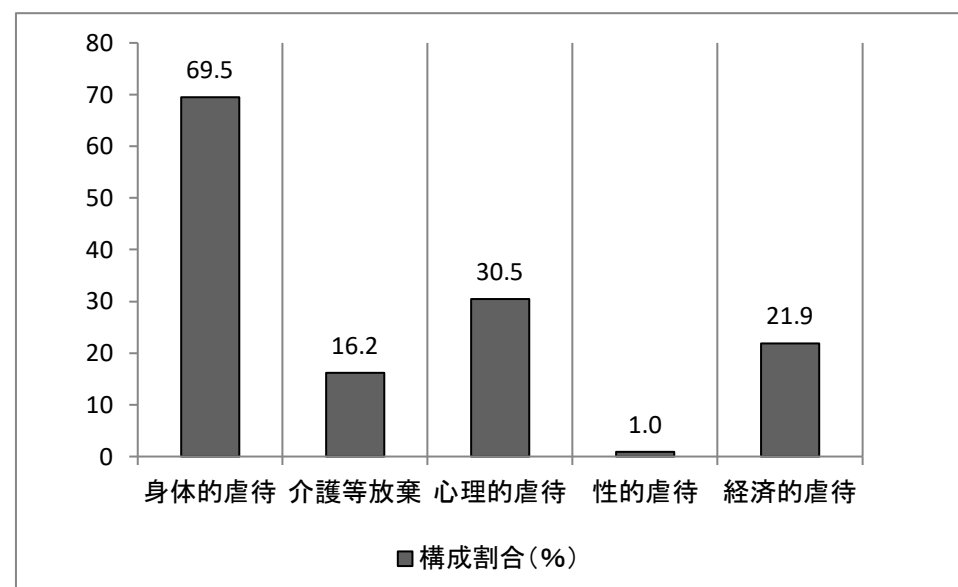
	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	100	45.9
虐待ではないと判断した事例	68	31.2
虐待の判断に至らなかった事例	50	22.9
合計	218	100.0

問5 虐待の内容

1)虐待の種別・類型(複数回答)

		問6 1)被虐待高齢者の性別 男・女・不明の合計					105
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	73	17	32	1	23	146	105
構成割合(%)	69.5	16.2	30.5	1.0	21.9	-	-

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計
構成割合の算出方法は、厚生労働省が発表する調査結果における算出方法と異なる場合がある

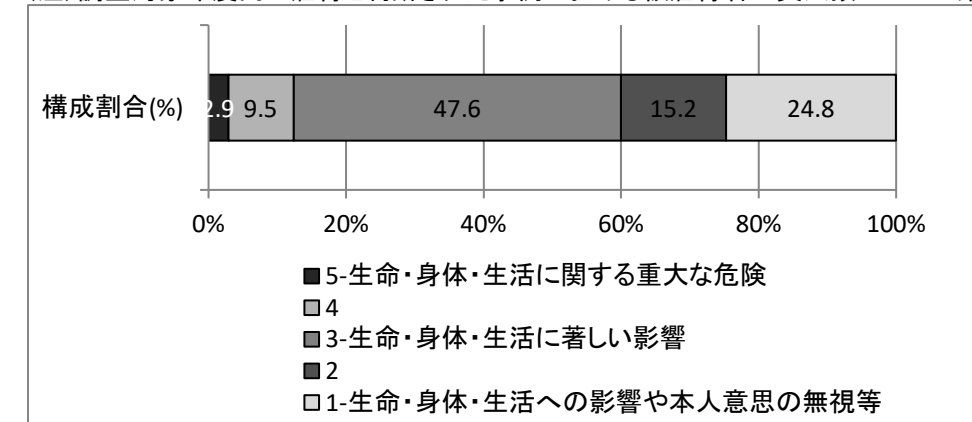


問5 虐待の内容

3)虐待の深刻度

	人数	構成割合
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	3	2.9
4	10	9.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	50	47.6
2	16	15.2
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	26	24.8
合計	105	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

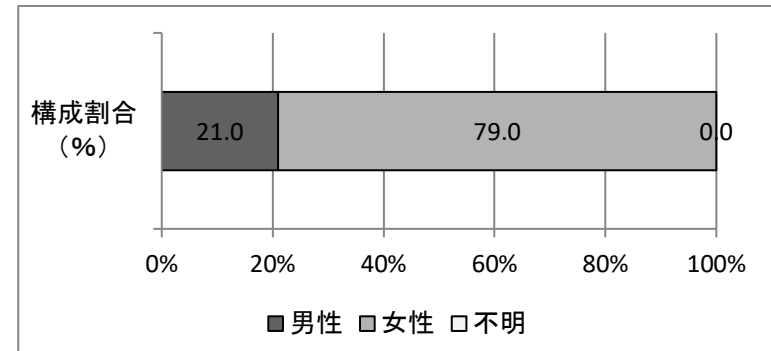


問6 被虐待者・虐待者の状況

1)被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	22	83	0	105
構成割合 (%)	21.0	79.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

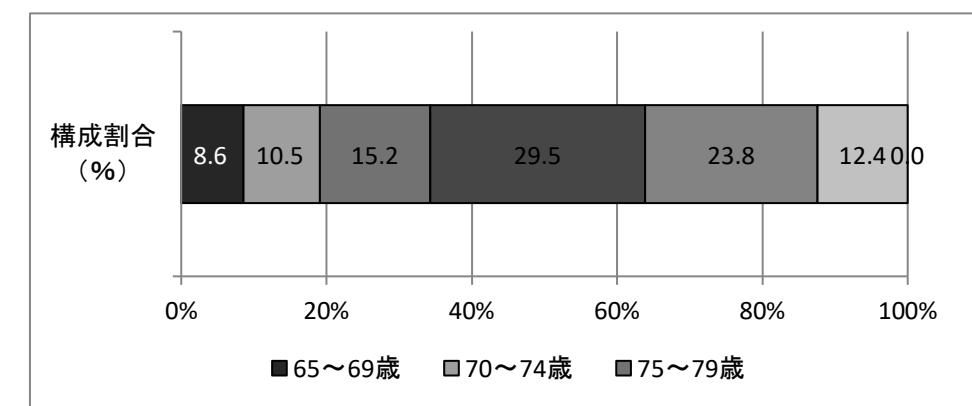


問6 被虐待者・虐待者の状況

2)被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	9	11	16	31	25	13	0	105
構成割合 (%)	8.6	10.5	15.2	29.5	23.8	12.4	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

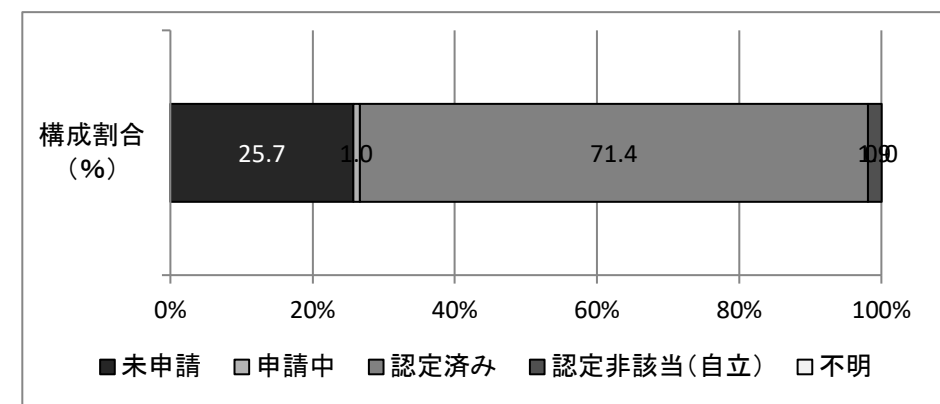


問6 被虐待者・虐待者の状況

3)被虐待者の介護保険の申請

	人数	構成割合 (%)
未申請	27	25.7
申請中	1	1.0
認定済み	75	71.4
認定非該当(自立)	2	1.9
不明	0	0.0
合計	105	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

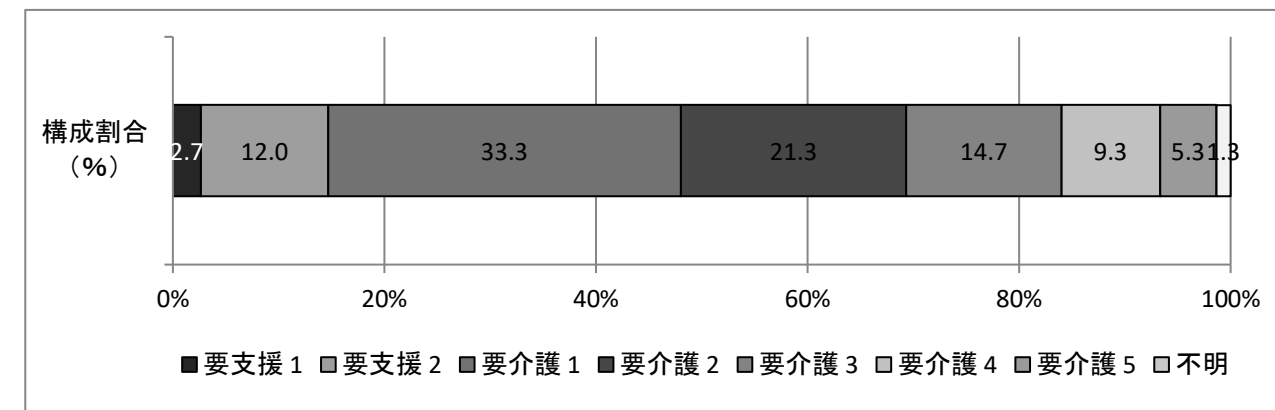


平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養護者による虐待について～

問6 被虐待者・虐待者の状況

4) 介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援1	2	2.7
要支援2	9	12.0
要介護1	25	33.3
要介護2	16	21.3
要介護3	11	14.7
要介護4	7	9.3
要介護5	4	5.3
不明	1	1.3
合計	75	100.0
(再掲)要介護3以上	(22.0)	(29.3)



問6 被虐待者・虐待者の状況

5) 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合
自立又は認知症なし	4	5.3
自立度Ⅰ	12	16.0
自立度Ⅱ	34	45.3
自立度Ⅲ	17	22.7
自立度Ⅳ	6	8.0
自立度Ⅴ	1	1.3
認知症はあるが自立度不明	1	1.3
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	75	100.0
自立度Ⅱ以上(再掲)	(59)	(78.7)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある

問6 被虐待者・虐待者の状況

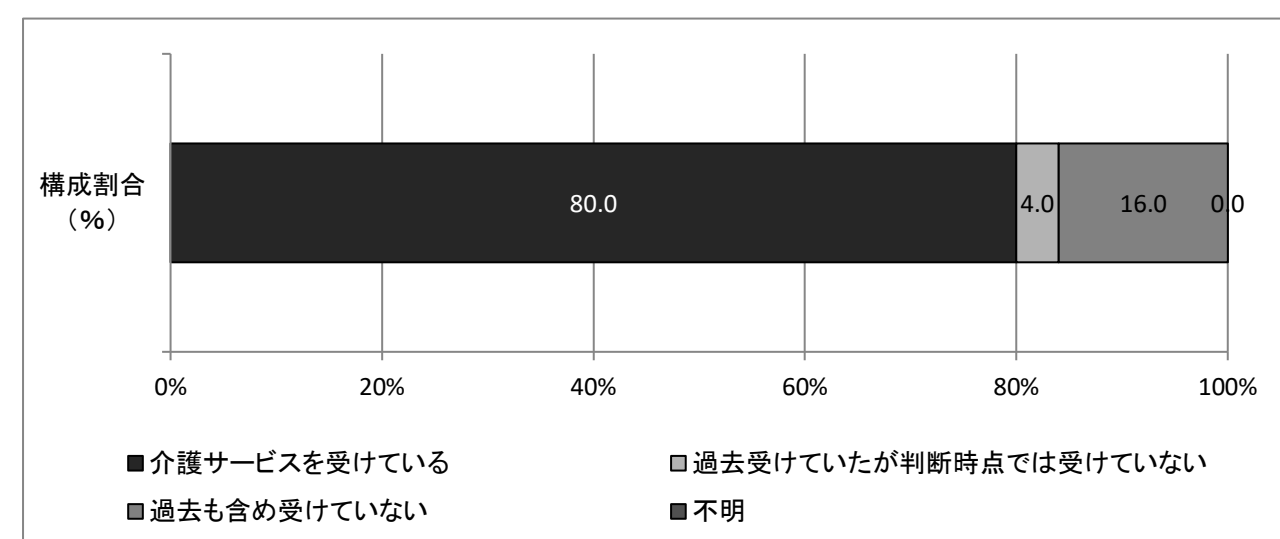
6) 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	構成割合 (%)
自立	3	4.0
J	15	20.0
A	36	48.0
B	17	22.7
C	3	4.0
不明	1	1.3
合計	75	100.0
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	56	74.7

問6 被虐待者・虐待者の状況

7) 介護保険サービスの利用

	人数	構成割合 (%)
介護サービスを受けている	60	80.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	3	4.0
過去も含め受けていない	12	16.0
不明	0	0.0
合計	75	100.0

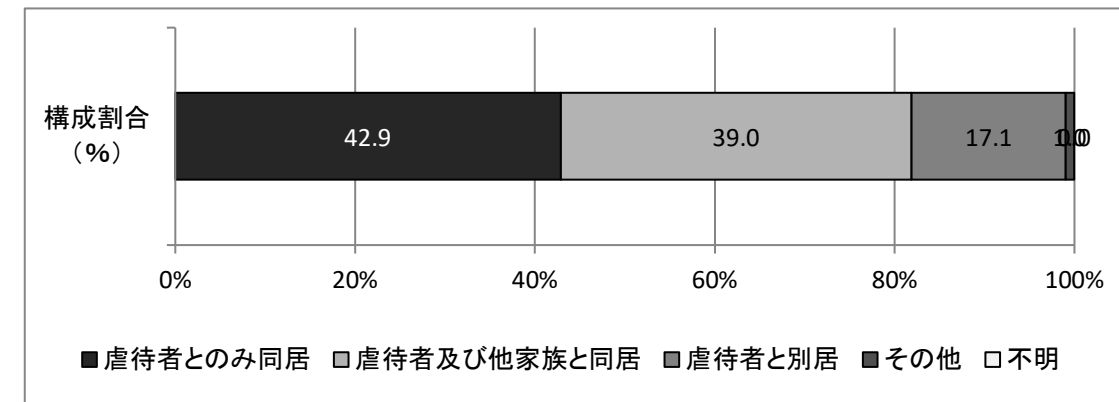


問6 被虐待者・虐待者の状況

8) 虐待者との同居・別居

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	45	41	18	1	0	105
構成割合[%]	42.9	39.0	17.1	1.0	0.0	100.0

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計



問6 被虐待者・虐待者の状況

9) 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	15	26	27	17	15	1	2	1	1	105
構成割合[%]	14.3	24.8	25.7	16.2	14.3	1.0	1.9	1.0	1.0	100.0

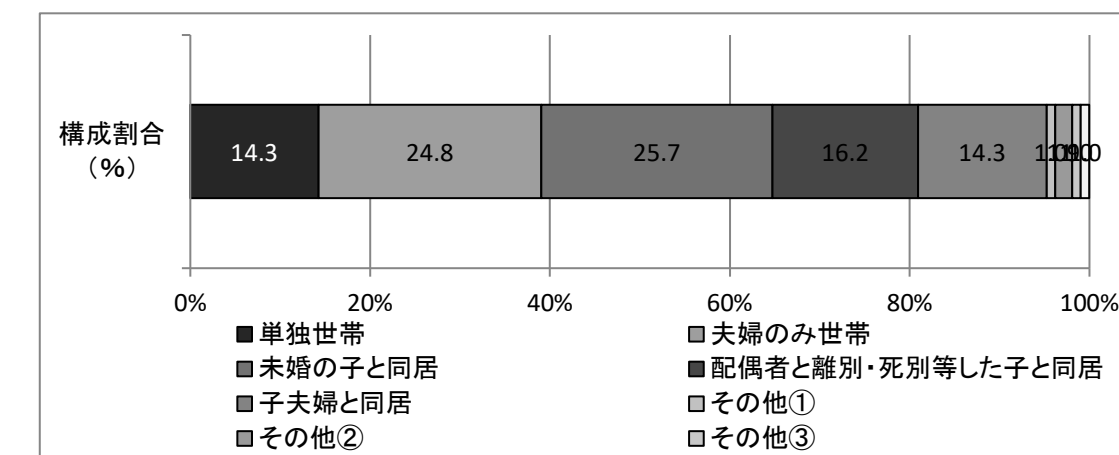
『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

その他①: その他の親族と同居(子と同居せず、子以外の親族と同居している場合)

その他②: 非親族と同居(二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯)

その他③: その他(既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合)

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計



平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養護者による虐待について～

問6 被虐待者・虐待者の状況

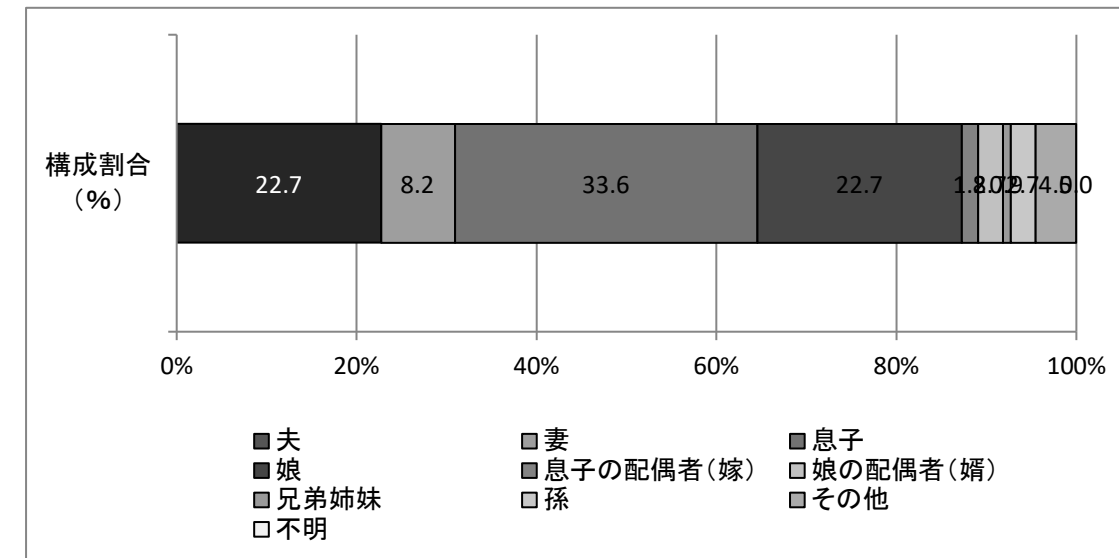
11) 虐待者属性

被虐待者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	25	9	37	25	2	3	1	3	5	0	110
構成割合(%)	22.7	8.2	33.6	22.7	1.8	2.7	0.9	2.7	4.5	0.0	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計



問6 被虐待者・虐待者の状況

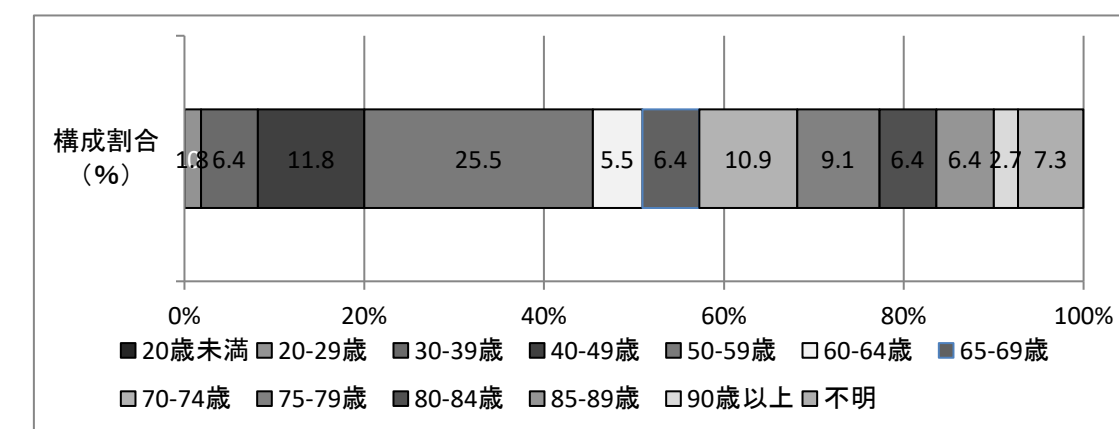
11) 虐待者属性

虐待者の年齢

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	0	2	7	13	28	6	7	12	10	7	7	3	8	110
構成割合(%)	0.0	1.8	6.4	11.8	25.5	5.5	6.4	10.9	9.1	6.4	6.4	2.7	7.3	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計

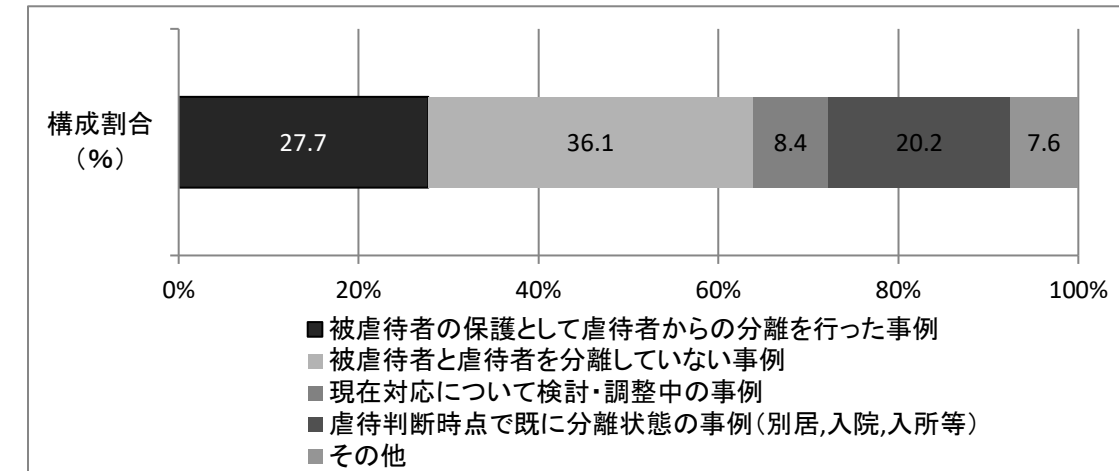


問7 虐待事例への対応状況

1) 分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	33	27.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	43	36.1
現在対応について検討・調整中の事例	10	8.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	24	20.2
その他	9	7.6
合計	119	100.0

(注)本調査の対象とならずすべての虐待判断事例における被虐待者について集計



問7 虐待事例への対応状況

2) 1)で分離を行った場合の対応内容(最初に行った対応)

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	11	33.3	3
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	15.2	2
緊急一時保護	2	6.1	2
医療機関への一時入院	7	21.2	1
上記以外の住まい・施設等の利用	4	12.1	1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	6.1	0
その他	2	6.1	2
合計	33	100.0	11

問7 虐待事例への対応状況

3) 1)で分離をしていない場合の対応内容

	人数	構成割合(%)
経過観察(見守り)	8	18.6
養護者に対する助言・指導	24	55.8
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	2.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	3	7.0
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	14	32.6
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	2.3
その他	5	11.6
合計(累計)	56	
合計(人数)	43	
問7_1)b)分離をしていない事例における被虐待者の人数	43	

平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査 ～養護者による虐待について～

問7 虐待事例への対応状況

4-1) 成年後見制度の利用状況

		人数
成年後見制度利用開始済		7
成年後見制度利用手続き中		2
(内数)	市町村長申立あり	5
	市町村長申立なし	4

問7 虐待事例への対応状況

4-3) 日常生活自立支援事業利用状況

	人数
日常生活自立支援事業利用開始	4

問8 調査対象年度末日での状況

1) 対応状況の種類

	人数	構成割合(%)
対応継続	54	45.4
終結	65	54.6
合計	119	100.0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計